

かすみがうら市教育委員会 1 月定例会会議録 (HP 掲載分)

1 招集期日

平成 27 年 1 月 27 日 (火)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

委員 長	田 澤 高 保
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 惠 子
委 員	宮 本 雪 代
教 育 長	大 山 隆 雄

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 長	
(兼)あじさい館長	中 泉 栄 一
生涯学習課副参事 (兼) 図書館長	宮 本 敏 光
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
霞ヶ浦公民館長	
(兼) 千代田公民館長	齋 藤 裕 之
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	齋 藤 隆 男
学校教育課総務係長	鈴 木 教 男

6 協議事項

議案第 1 号 かすみがうら市学校管理規則の一部改正について
議案第 2 号 かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
議案第 3 号 「かすみがうら市指定有形 (民俗) 文化財申請に係る市の指定について」
のかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について
議案第 4 号 「かすみがうら市指定有形 (民俗) 文化財申請に係る市の指定について」
のかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について
議事案 5 号 「かすみがうら市指定史跡、名勝、天然記念物申請に係る市の指定につ

いて」のかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について
議案第6号 「かすみがうら市指定無形民俗文化財申請に係る市の指定について」の
かすみがうら市文化財保護審議会への諮問について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

- 教 育 部 長 : 起立、礼、着席。
 本日は、定例教育委員会に出席していただきまして、大変ご苦勞様でございます。それでは、委員長よりご挨拶をいただきしたいと思います。
- 委 員 長 : おはようございます。本日は、5名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、1月の定例教育委員会を開催いたします。
 最初に、教育長より事務報告を求めます。
- 教 育 長 : 資料教育長動静により報告する。(1月の教育長事務報告、内容省略)
 委 員 長 : ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。
 特にございませんか。特にないようでしたら、早速、今月の議案に入ります。
 では最初に、議案第1号「かすみがうら市学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学 校 教 育 課 長 : はい、それでは資料の2ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第1号かすみがうら市学校管理規則の一部改正について、平成27年1月27日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市立学校管理規則の一部を別紙のように改正するというところで、主に様式内容の改正になっております。説明については、以上です。
- 委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
 (「質疑なし。」の声あり)
 質疑がないようですので、議案第1号につきましては、原案の通り決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声あり)
 ご異議なしと認めます。よって議案第1号原案のとおり決します。
 次に、議案第2号「かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学 校 教 育 課 長 : はい、それでは資料の21ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第2号かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、平成27年1月27日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のように改正するというところで、こちらの主な改正内容につきましては、市長部局の事務決裁規程の改正に伴い併せて改正する内容となっております。
 別表の第2、財務事項等別専決基準表のうち共通事務、(2)財務関係の表の一部を改正する内容です。26ページの一番上が1収入調定で、こちらの備考欄に「寄付金の調定は、教育部長」と加えるものでございます。
 これまで寄付金の調定につきましては、明確に規定されておりましたが、今回の改正により寄付金の専決者を部長とするという内容でございます。
 次に、3資金前渡の備考欄の改正でございます。これまで資金前渡の区分につきましては、明確に規定されておりましたが、資金前渡の精算の専決者を課長にするという内容でございます。27ページまで続いて記載されております。
 次に、4概算払、こちらも備考欄の改正でございます。負担行為につきまして、支出の根拠を提出する場合と、概算払の精算をする場合に専決区分を課長に改めるという内容となっております。説明については、以上です。
- 委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
 (「質疑なし。」の声あり)
 質疑がないようですので、議案第2号につきましては、原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第2号原案のとおり決します。

次に、議案第3号「『かすみがうら市指定有形(民俗)文化財申請に係る市の指定について』のかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長： 28ページの議案第3号をご覧頂きたいと思います。

かすみがうら市指定有形(民俗)文化財申請に係る市の指定についてのかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について、平成27年1月27日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名。かすみがうら市有河鰐口について、平成26年11月29日、宗教法人真言宗豊山派龍福寺代表役員大越真樹氏より「かすみがうら市指定有形(民俗)文化財指定申請書」が提出されましたので、かすみがうら市文化財保護審議会へ別紙の内容により諮問したいので、教育委員会の議決を求めるといふものでございます。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委員： 市の指定の文化財になれば、今までとどのように変わりますか。

郷土資料館長： 直接は変わりません。所有者も変わりません。ただし、所在の位置とか、公開の義務が発生します。市からも公開ということで毎年5,000円の支払いがあります。

委員長： その他、何か、ご異議ありませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第3号につきましては、原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第3号原案のとおり決します。

次に、議案第4号「『かすみがうら市指定有形(民俗)文化財申請に係る市の指定について』のかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について」を議題にいたします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長： 29ページをご覧頂きたいと思います。

議案第4号かすみがうら市指定有形(民俗)文化財申請に係る市の指定についてのかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について、平成27年1月27日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名。かすみがうら市加茂木造薬師如来座像一軀について、平成26年11月29日、宗教法人真言宗豊山派南円寺代表役員小林大康氏から「かすみがうら市指定有形(民俗)文化財指定申請書」が提出されましたので、かすみがうら市文化財保護審議会へ別紙の内容により諮問したいので、教育委員会の議決を求めるといふものでございます。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明に、ご質疑ございましたらお願いします。

委員： かすみがうら市の指定有形文化財は、かすみがうら市のホームページに掲載してありますか。

郷土資料館長： はい。市の文化財マップがありますので、そちらに地図や写真が載っています。

委員長： 他から来た人がマップを見て、仏像を見ることが出来ますか。

郷土資料館長： 仏像は、見られるものと見られないものがあります。郷土資料館でも日程を決めて、全ての文化財を見られる期間を設けようと検討しています。

委員長： その他、何か、ご質疑ありませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第4号につきましては、原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号原案のとおり決します。

次に、議案第5号「『かすみがうら市指定史跡、名勝、天然記念物申請に係る市の指定について』のかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について」を議題にいたします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長： 30ページをご覧頂きたいと思います。

議案第5号かすみがうら市指定史跡、名勝、天然記念物申請に係る市の指定についてのかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について、平成27年1月27日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名。かすみがうら市中志筑松山瓦窯跡について、平成27年1月9日、かすみがうら市長坪井透氏から「かすみがうら市指定史跡、名勝、天然記念物指定申請書」が提出されましたので、かすみがうら市文化財保護審議会へ別紙の内容により諮問したいので、教育委員会の議決を求めるということとでございます。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委員： 市指定の史跡となった場合、年間どれぐらいの予算が必要になりますか。

郷土資料館長： 実際は原野の様な所なので、草刈りをしている状況です。予算は、草刈りの費用を計上しております。

現状保存となっておりますので、下に埋まっている状況のまま、将来的には、国指定文化財にしたいと考えております。

委員： 国や県の文化財は発掘をしますが、ここではやらないのでしょうか。

郷土資料館長： 本調査ですが、現在は行う予定はありません。開発等が発生する場合は本調査を行います。記録保存と史跡の保存ということで、壊すときは記録保存、壊さない時は現状保存の2種類あります。

生涯学習課長： 最近の話ですが、学校の隣の土地も学校を建てる時と道路を通す時に調査しており、瓦窯跡地区については、調査は終わっております。報告書も出ております。

委員長： その他、何か、ご異議ありませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第5号につきましては、原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号原案のとおり決します。

次に、議案第6号「『かすみがうら市指定無形民俗文化財申請に係る市の指定について』のかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長： それでは、31ページをご覧頂きたいと思います。

議案第6号かすみがうら市指定無形民俗文化財申請に係る市の指定についてのかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について、平成27年1月27日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名。霞ヶ浦帆引き船操船技術及び帆引き網漁法について、平成27年1月9日、霞ヶ浦帆引き船、帆引き網漁法保存会会長戸田廣氏から「かすみがうら市指定無形民俗文化財申請書」が提出されましたので、かすみがうら市文化財保護審議会へ別紙の内容により諮問したいので、教育委員会の議決を求めるということとでございます。説明については、以上です。

委員： 霞ヶ浦によく帆引き船が浮かんでいるのを見ます。帆引き船が文化財指定してあっても、操業も継承する必要があります。無形文化財に指定すれば、後継者も増えることでしょうか。今まで良く継承出来たなと思います。そういう人たちに継承して広めて下さい。

郷土資料館長： 実際、船が出ているのは観光帆引きというだけで、週に1回観光協会で

運営しているものだけです。土浦市も行方市もそうです。生業のために帆引き船を出している方は1人もいません。その辺が難しい問題になっております。

委員 長 : その他、何か、ご異議ありませんか。
(「質疑なし。」の声あり)
質疑がないようですので、議案第6号につきましては、原案の通り決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。よって議案第6号原案のとおり決します。
これで議事案件は、終わります。ありがとうございました。
ここで暫時休憩を取りたいと思います。

(10分間 休憩)

それでは、再開いたします。

では、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いします

学校教育課長 : 学校教育課の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、省略)

指導室長 : 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、省略)

生涯学習課長 : 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、省略)

郷土資料館長 : 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

図書館長 : 図書館の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

公民館長 : 霞ヶ浦公民館・千代田公民館の事業報告及び計画を説明(1月の事業報告及び2月の事業計画、内容省略)

委員 長 : ただいまの説明で何か、ご質疑はございませんか。

委員 : 学校教育課指導室にお聞きします。CAPプログラムですが、私も以前、親子でプログラムに参加したことがあり、とても役に立つプログラムですので、今後も継続して下さい。

指導室長 : このプログラムはクラス単位にワークショップ型で行い、来年単年度の授業ではなく、継続的に考えています。

委員 長 : 特にないようなので、次に、その他の事項に入ります。

報告事項等がありましたら、説明をお願いします。

学校教育課長 : 学校教育課から2点ほど説明をさせていただきます。1点目は本日配付させて頂きました「統合小学校統合委員会の開催状況」をご報告させていただきます。

第9回の合同統合委員会は、1月21日に開催をしております。協議の内容としましては、校章について、2統合小学校の校章については、2つの小学校の校章並びに霞ヶ浦中学校校章との統一感と一体感を狙い、デザインの専門家に校章案数点の作成を依頼し、作成された校章案による人気投票等により校章を決定して行くこととしました。

校歌について、2統合小学校の校歌については、作詞作曲を行う専門家に依頼することとし、2校とも同じ作詞、作曲家へ校歌の作成を依頼することとしております。その依頼先として多くの中学校校歌等の作詞、作曲を手掛けている「橋本祥路」氏、「松井孝夫」氏、「若松欽」氏の3名から、松井氏、若松氏、橋本氏の順に事務局から連絡をしていき、受けて頂ける方をお願いすることとしております。

次はスクールバスについてございます。12月の合同委員会において決

定しましたスクールバスの運行基準（案）については、12月の定例委員会で報告させて頂きましたが、美並小学校を除いた案でございました。それと、事務局で行ったスクールバスに伴う美並小学校保護者との意見交換会の報告を受け運行基準（案）の協議を行っております。美並小学校の保護者との意見交換会では、出席者が6名ということで少ない状況でしたが、3kmの保護者が出席されまして、安全面等から利用したいということで意見がありまして、その旨を報告しまして統合委員会で審議を行っております。統合委員会では、統合校である美並小学校は対象とすべきではないという意見がございましたが、大方の委員は公平性の観点から対象とすべきだとの意見でした。結果としましては、スクールバス運行基準（案）としては学校から2km以上を対象とし、美並小学校区においても同じ条件で対象とすることとし、次の内容により運行基準（案）とすることとしております。

この下に記載してあります運行基準（案）については、前回、概要を説明させて頂いておりますので省略させて頂きます。結果としましては、学校から2km以上の地点に停留所を設けて、統合校である美並小学校区についても同じ条件で対象とする内容となっております。1点目の報告は、以上でございます。

報告の2点目は、資料を用意しておりませんが、かすみがうら市のいじめ防止条例の制定に係る意見公募の結果についてご説明させて頂きます。10月28日の定例委員会で説明させて頂いておりますが、かすみがうら市のいじめ防止等に関する条例の制定に係る意見公募の予告を11月28日から12月11日まで行いまして、意見の公募を12月12日から25日の2週間の期間で行っております。結果としましては、意見公募の申し出はございませんでした。先般、先に説明させて頂いた内容で今後、条例案等の審議を進めていく予定です。

3月の市議会の定例議会に条例の審議をいたしまして、その決定を受けまして3月の教育委員会で基本方針の審議を行って頂く予定になっております。それを受けて4月1日から条例と基本方針の施行ということで予定しております。よろしくお願いたします。以上、2点報告させて頂きました。

委員 長 : 1点目は、統合関係でバスに関することがほとんどのようですが、これについて何かありますか。

委員 長 : 以前の話ですが、低学年は学校に残って、高学年と一緒にバスで帰るといことですね。

学校教育課長 : 一斉下校ということで予定しております。1月の校長会で統合委員会でのバスの運行基準（案）が定まり実施にあたって、一斉下校ということで学校の協力をお願いしております。以上です。

委員 : バスの代金を入札している訳ですが、だいぶ値段が高いと感じております。中学校は、3年間の契約と思いますが、なぜこんな高いかというのが、率直な意見です。上手に交渉や入札を進めてうまく契約して行ってほしいと思います。

学校教育課長 : 霞ヶ浦中学校のバスについては、1台あたり1,000万円程度で運行しております。4台で4,000万円です。小学校のバスについては、19台を予定しております。昨年5月の臨時議会で資料を作成しまして説明させて頂いておりますが、当初の見込みでは小学校のバスは部活が無いので土日は運行しないということで1台756万円でした。それを基にすべての経費を計算しまして、年間400~500万円から1,000万円程度のマイナスという試算でした。今回、平成26年にバスについて国の運行基準見直しを受けておりまして、現在、割高になっている状況です。現在、予算の積算で試算し

ておりますのが、100万円ほど上がって850万円程度掛かると見積りをしております。

委員さんがおっしゃるようなご心配も当然、議会の方でもありまして、行政の予算の方も協議の中では、前の臨時会議でも示してありますが、地域振興基金を活用して、市の負担を減らすように考えております。その中で、運行費100万円増加しますが、現在の状況では、長期的運行が可能であると判断で、19台ということで整理した状況です。

バスが実際、それだけ掛かるのかということですが、現在のバスの運行基準としますと、始業前に1時間の点検を入れ、終了時も1時間の点検を行うという様な稼働時間が長くなるような状況と運行しない時間が昼の6時間程度はありますが、それにつきましては、国では運転手を拘束しなければ積算から外してもいいという基準があります。その中で積算しますと850万円程度となります。

あとは、入札であまり低額になりますとバス会社が国から指導を受けるような制度になっております。国の基準に基づいた入札になると考えております。

委員 長 : これだけのバスは確保できるのですか。

学校教育課長 : 確保するために、今度の議会に予算案を提出させて頂いて、可決されますと年度が替わりすぐ発注する予定です。バス会社の方でも、新たに製造すると半年掛かることも考慮しますと、新年度にすぐ取りまとめをして、バスの確保をする予定です。

委員 長 : その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。2月26日木曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、そのように致します。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

教育部長 : 起立、礼。

閉会 午前11時4分

委員 長

書 記 斎藤隆男

書 記 鈴木教男